

公立大学法人高崎経済大学競争的資金等不正防止推進委員会規程

平成23年度
規程第144号

(趣旨)

第1条 この規程は、公立大学法人高崎経済大学における競争的資金等の運営及び管理に関する規程（平成23年度規程第143号）第10条第2項に基づき、高崎経済大学競争的資金等不正防止推進委員会（以下「委員会」という。）について、必要な事項を定める。

(定義)

第2条 この規程において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- (1) 競争的資金等 国又は国が所管する独立行政法人等から配分される競争的資金を中心とした公募型の研究資金
- (2) 不正 実態とは異なる謝金等の請求、物品購入に係る架空請求、不当な旅費の請求、その他関係法令、競争的資金等の資金配分機関の定め及び本学の関係規程等に違反した研究費の使用

(業務)

第3条 委員会は、競争的資金等の不正の防止に関して、次の各号に掲げる事項の業務を行う。

- (1) 競争的資金等の運営・管理体制に係る実態の把握及び検証に関すること。
- (2) 不正防止計画並びにコンプライアンス教育及び啓発活動に関する実施計画の策定に関すること。
- (3) 不正防止計画の実施に関すること。
 - ① 事務処理手続き及び使用ルールに関すること。
 - ② 支出時のチェック機能に関すること。
 - ③ 研究者及び事務職員の意識向上（説明会・研修会等）に関すること。
- (4) コンプライアンス教育及び啓発活動の実施に関すること。
- (5) 通報窓口の取扱いに関すること。
- (6) 研究者及び事務職員の行動規範の策定に関すること。
- (7) 内部監査体制に関すること。

(8)その他、「研究機関における公的研究費管理・監査のガイドライン(実施基準)」
(平成19年2月15日文部科学大臣決定)に基づく体制整備に関すること。

2 委員会の業務については、全学的な協力のもとに連携し実施する。

3 委員会は監事との連携を強化し、必要な情報提供等を行うとともに、不正防止計画の策定・実施・見直しの状況について意見交換を行う機会を設けるものとする。

(組織)

第4条 委員会は、次の各号に掲げる委員をもって組織する。

(1) 研究担当副学長

(2) 事務局長

(3) 学部長

(4) 研究科長

(5) 学部から選出される教員 各学部1人

(6) 研究グループ研究支援チームリーダー

(7) 前各号に掲げる者のほか学長が必要と認める者 若干人

(任期)

第5条 委員の任期は2年とする。委員が欠けた場合における補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

(委員長)

第6条 委員会に委員長を置き、研究担当副学長をもってあてる。

2 委員長は、委員会を招集し、その議長となる。

3 委員長に事故あるときは、事務局長がその職務を代行する。

(会議)

第7条 委員会は、委員の2分の1以上の出席がなければ開くことができない。

2 議事は、出席委員の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

3 委員長が必要と認めたときは、委員以外の者を会議に出席させることができる。

(庶務)

第8条 委員会の庶務は、研究グループ研究支援チームにおいて処理する。

(改廃)

第9条 この規程の改廃は、教育研究審議会に諮り、理事会の議を経て理事長が行う。

附 則

この規程は、平成23年12月15日から施行し、平成23年4月1日から適用する。

附 則（平成25年3月13日第105号）

この改正は、平成25年4月1日から施行する。

附 則（平成27年3月11日第109号）

この改正は、平成27年4月1日から施行する。

附 則（令和3年10月6日第8号）

この改正は、令和3年10月6日から施行する。